

第5章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1 文化的景観の保存に配慮した土地利用の考え方

(1) 文化的景観の保存の方針

野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るための具体的な方針を定めます。

ア 野火止用水の保存

(ア) 野火止用水の史跡としての保存

野火止用水は、埼玉県文化財保護条例に基づく史跡に指定されています。史跡に指定されている範囲については、従来どおり、A・B・Cの3区分に基づき保存していくものとします(P75 参照)。

また、保存区分及び範囲については、必要に応じて見直し等を行います。

表 5-1 野火止用水の保存対策

A地区	用水の原形をよくとどめている次の区間 本流 ・西堀分岐点から国道 254 号まで 平林寺堀 ・西堀分岐点から平林寺を経由して新座市役所まで	原則として用水の現状を変更するような行為は認めない
B地区	用水の原形を比較的とどめている次の区間 本流 ・新堀二丁目 1413 番地から新堀二丁目 354 番地まで ・西堀二丁目 407 番地から西堀二丁目 541 番地まで ・西堀一丁目 727 番地から西堀一丁目 814 番地まで	公共性が特に強いと考えられる現状変更行為について認める
C地区	住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態も良好でない次の区間 本流 ・都県境から新堀二丁目 1413 番地まで ・新堀一丁目 354 番地から西堀二丁目 407 番地まで ・西堀二丁目 541 番地から西堀一丁目 727 番地まで ・野火止四丁目 700 番地から野火止六丁目 724 番地まで	急速な都市化によって文化財としての保護策を講ずることが困難なので、その現状を鑑みて、現状変更することもやむを得ない

出典:「県指定史跡野火止用水保存対策について」(回答)(昭和 58 年(1983)2 月)

(イ) 文化的景観を構成する要素の保存と管理

文化的景観を構成する重要な要素について、必要な措置を講じていくものとします。

(ウ) 水の管理

野火止用水として重要となる水質の維持・向上や水の有効利用、水利権の調整・確保に努めます。

イ 野火止用水周辺の景観の保全・形成

(ア) 野火止用水周辺の雑木林・屋敷林・農地等の保全

野火止用水とともに、雑木林、屋敷林や農地は新座らしい景観を形成している要素です。これらが一体となった景観を保存するよう、樹林地、農地の保全制度の活用を努めます。



図 5-1 みどりの保全協定区域に指定された樹林地

(イ) 野火止用水や周辺の緑と調和したまちなみ景観の形成

首都圏に位置する本市においては、建築行為や開発行為は盛んであり、日々その景観は変貌しています。

このような状況の中で、建築物等の新築等や屋外広告物の表示等に対して、適切な景観誘導を推進し、野火止用水や周辺の緑と調和する景観の形成を図ります。



図 5-2 野火止用水周辺の景観に配慮した集会所

ウ 野火止用水と周辺の適切な管理

野火止用水の用水敷や周辺の遊歩道、公園緑地、道路等について、文化的景観に配慮した適切な管理を継続していきます。

エ 貴重種等の生息環境の保全

野火止用水や周辺に生息する貴重種等について、調査を継続するとともに、生息環境の保全に努めます。

(2) 各ゾーンの土地利用の考え方

野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲の各ゾーンについて、景観特性を踏まえた文化的景観の保存の方針に基づく土地利用の方向性を設定します。

表 5-2 文化的景観の保存に配慮した土地利用の方向性

ゾーン	土地利用の方向性
ゾーン1 川越街道沿い一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 川越街道沿いに残る屋敷林等の保全や道路沿いの敷地際の生垣等による緑化推進に努めます。 ● 川越街道北側の沿道においては、道路から地割りや屋敷林が見えるような土地利用に配慮するものとします。 ● 新たに整備された野火止用水の緑道沿いにおいては、用水に配慮した緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。
ゾーン2 平林寺一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 平林寺境内林の自然的景観と建造物群を始めとする歴史的景観の保存を図るよう努めます。 ● 大規模な土地の造成等については、景観に十分配慮するものとします。 ● 平林寺周辺の雑木林、屋敷林、農地の保全に努めます。
ゾーン3 本多一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 本流に沿ったまとまりある雑木林、屋敷林、農地がまとまった良好な田園景観の保全に努めます。 ● 総合運動公園に隣接する雑木林において、萌芽更新を進めるとともに、本多緑道と周辺の景観の保全を図ります。
ゾーン4 西堀一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 野火止用水沿いのまとまりある雑木林、屋敷林、農地が一体となった景観の保全に努めます。 ● 野火止用水周辺においては、用水に配慮した緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。
ゾーン5 新堀一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 野火止用水沿いの雑木林、屋敷林、農地の保全に努めます。 ● 野火止用水周辺においては、用水に配慮した緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。
ゾーン6 大和田通信所一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 野火止用水の水路跡の保存と活用を検討します。

2 行為規制の方針

保存計画の範囲においては、新座市景観計画に基づく行為の制限を基本として、他の法令等に基づく土地利用に関する行為規制によって景観の保全・整備・形成を図ります。

また、特に重要な構成要素の現状変更等については、文化庁長官への届出が必要となります(P135 参照)。

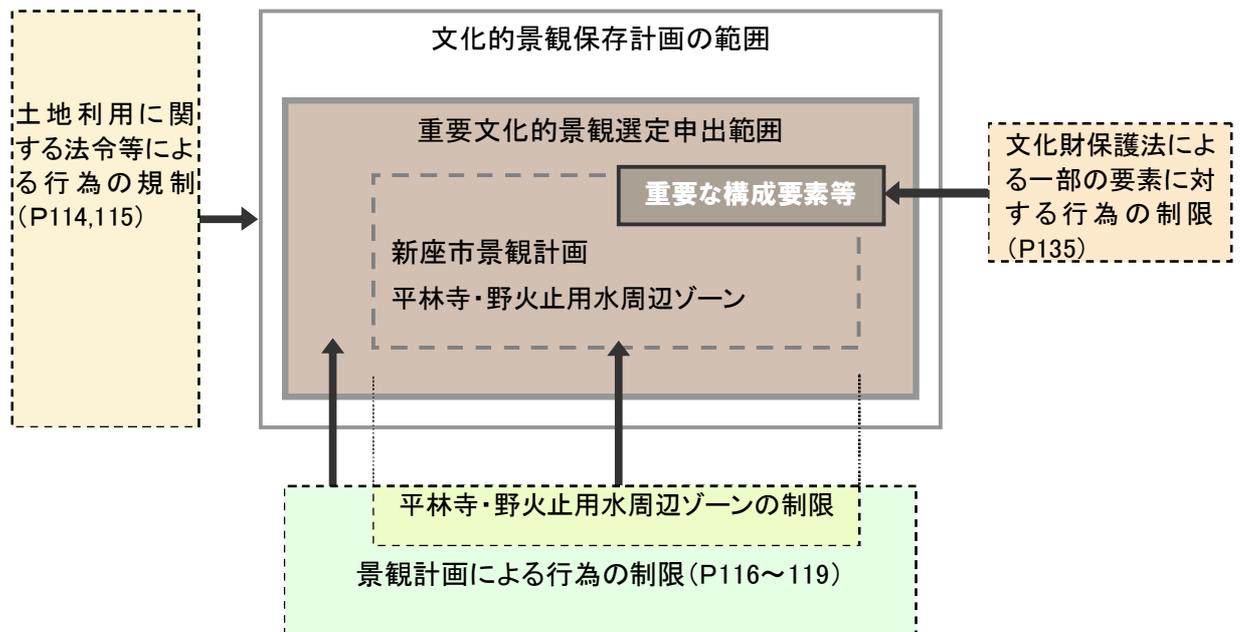


図 5-3 文化的景観の保存のための行為規制

(1) 土地利用に関する法令等による行為の規制

保存計画の範囲における文化的景観の保存を図るため、既存の土地利用に関する法令等による行為規制について表 5-3 に示します。

表 5-3 土地利用に関する法令等による行為の規制

対象範囲	根拠法令	許可・届出等	行為規制の内容
都市計画区域	都市計画法	許可	開発行為(市街化区域で区域面積 500 m ² 以上等)
	新座市開発行為等の基準及び手続きに関する条例	届出・協議	都市計画法に規定する開発行為、中高層建築物の建築等
市街化区域 市街化調整区域	都市計画法 建築基準法	建築確認申請	建築物等の新築、改築等
地区計画区域	都市計画法	届出	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更 建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採
河川区域	河川法	許可	河川区域内で土地の形状を変更する行為
道路(国道・県道・市道)	道路法	許可	道路占用
農地	農地法	許可	<ul style="list-style-type: none"> 農地の権利の移動 農地の転用及び農地転用のための権利の移動
生産緑地地区	生産緑地法 都市計画法	許可	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築・改築又は増築 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓
地域森林計画対象 民有林	森林法	許可	1ha を超える開発行為
		届出	立木の伐採
史跡名勝天然記念物 重要文化財	文化財保護法	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為
周知の埋蔵文化財 包蔵地		届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするとき
平林寺近郊緑地保全 区域	首都圏近郊緑地 保全法	届出	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 水面の埋立て又は干拓 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
平林寺近郊緑地特別 保全地区	首都圏近郊緑地 保全法	許可	原則として樹林に影響を与える行為は禁止

対象範囲	根拠法令	許可・届出等	行為規制の内容
都市公園	都市公園法	許可	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者以外の者による公園施設の設置、変更 公園施設以外の工作物等の設置、占用
		禁止	<ul style="list-style-type: none"> 公園を損傷、破損する行為 竹木の伐採、植物の採取 土石、竹木等の物件の堆積等
みどりの協定保全区域	新座市みどりのまちづくり条例	協定締結	市民憩いの森として市民の利用に供する場合
保存樹林		届出	<ul style="list-style-type: none"> 損傷し、又は現状変更その他その保存に影響を与える行為の届出 独立樹木 樹高12m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの 集団樹木 集団樹木の土地の面積が、2,500㎡以上のもの
保存樹木		届出	
新座市平林寺ふるさとの緑の景観地	埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	届出	一定規模の建築物その他の工作物の新築、改築等、木竹の伐採、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質、鉱物の掘採、土石の採取等
禁止地域(野火止用水周辺等) 許可地域	屋外広告物法 新座市屋外広告物条例	禁止 許可	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等の設置 広告物等の形状、色彩

(2) 新座市景観計画に基づく行為の制限

新座市景観計画では、新座市全域を景観計画区域として定めるとともに、地域別の方針として、平林寺や野火止用水の周辺について「平林寺・野火止用水周辺ゾーン」を設定しています。

また、高さ15m又は建築面積1,000㎡を超える建築物等、一定の規模の行為に対して、法定手続きの30日前までに計画段階の事前協議を行うことと、行為着手の30日前までに届出を行うことを義務付け、建築物及び工作物等に係る行為の届出及び措置の基準として、景観形成基準を定めています。

景観形成基準は、全ゾーン共通ですが、色彩基準についてはゾーンごとに異なっており、平林寺・野火止用水周辺ゾーンは最も厳しい色彩基準となっています。

なお、この色彩基準に適合しない場合は、勧告又は変更命令を行うこととなっています。

●基本理念●

雑木林とせせらぎのある「住んでよし、訪れてよし」の
美しく個性あるふるさと新座の景観づくりを進め、これを継承していく。

●基本目標●

- ・ 雑木林とせせらぎを生かしたふるさと景観をつくる。
- ・ 歴史・文化を伝える、風情ある景観をつくる。
- ・ まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくる。
- ・ 観光やまち歩きを楽しめる景観をつくる。

●基本方針●

景観形成要素別基本方針(歴史と文化系 歴史と文化の景観)

- ・ 野火止用水とその周辺の農地、雑木林、屋敷林、平林寺等の歴史的・文化的資源が複合した文化的景観をつくる。
- ・ 歴史的・文化的な建物や史跡等の保全を図るとともに、これらに調和した周辺の景観をつくる。
- ・ 歴史的・文化的資源のネットワークづくりを進める。
- ・ 歴史的・文化的景観に対する関心の醸成と理解の促進を図る。

地域別基本方針(平林寺・野火止用水周辺ゾーン)

- ・ 野火止用水とその周辺の農地、雑木林、屋敷林、平林寺等の歴史的・文化的資源が複合した文化的景観をつくる。
- ・ 歴史と文化の景観拠点として眺望景観を守る。
- ・ 自然、歴史・文化の景観資源に親しめる環境をつくる。

図5-4 新座市景観計画の概要

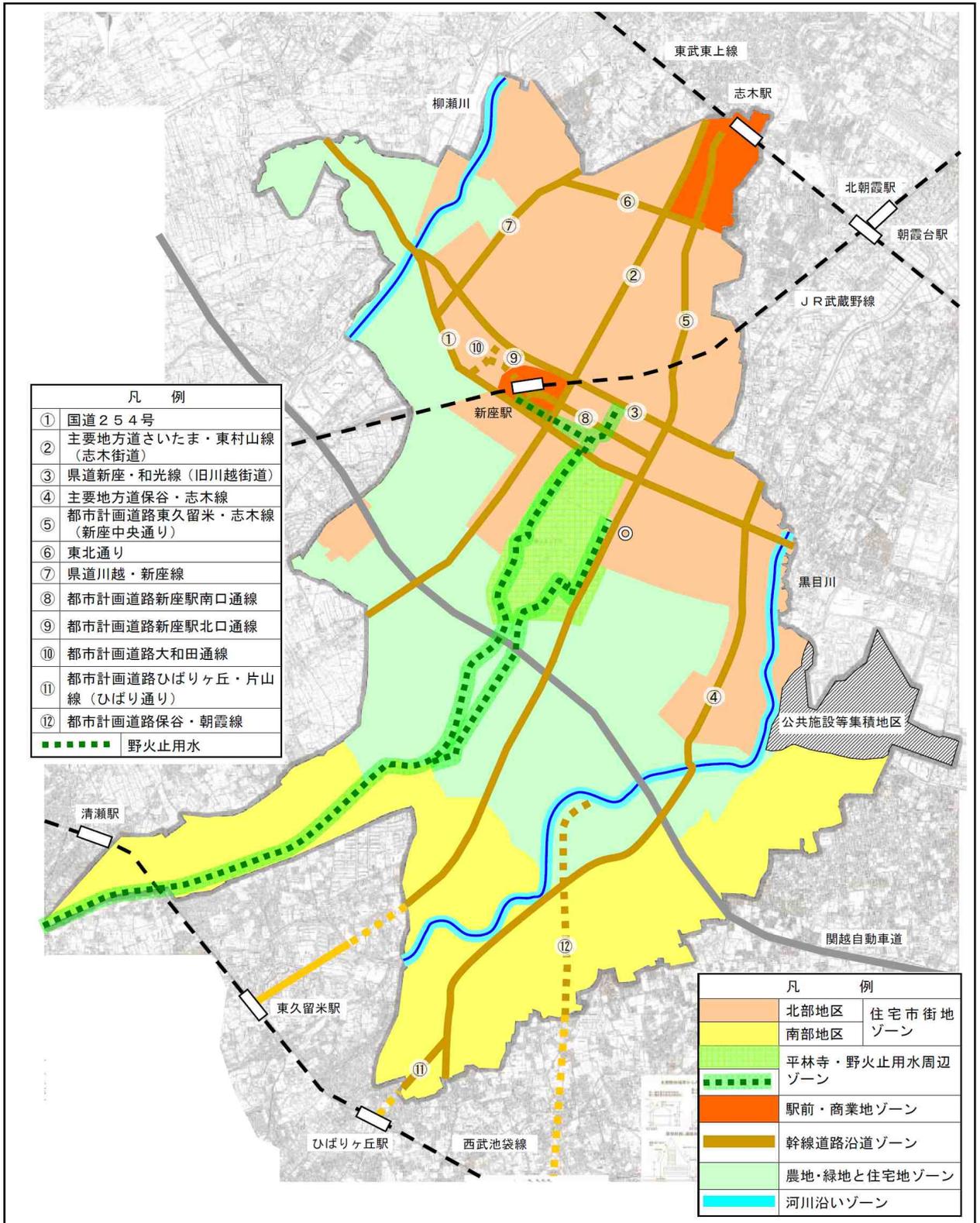


図 5-5 新座市景観計画における地域別基本方針に係る地域区分図

表 5-4-1 届出対象行為

区分	届出対象行為
建築物	<p>(1) 高さ 15m又は建築面積 1,000 m²を超える建築物(増築又は改築後において高さ 15m又は建築面積 1,000 m²を超えるものを含む。)の新築、増築、改築又は移転</p> <p>(2) 高さ 15m又は建築面積 1,000 m²を超える建築物の外観のうち各立面の面積 1/5 を超えて変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更。ただし、平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおいて、上記の「1/5」とあるのは「1/10」と読み替える。</p> <p>(3) 同一の事業者が 500 m²を超える一団の土地の区域において行う 2 戸以上の一戸建住宅の新築行為</p> <p>※ 上記の行為のうち(1)及び(2)は特定届出対象行為(法第 17 条第 1 項)とする。</p>
工作物	<p>(1) 建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項に規定する工作物の新築又は改築</p> <p>(2) 建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項に規定する工作物の外観の総面積 1/5 を超えて変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更。ただし、平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおいて、上記の「1/5」とあるのは「1/10」と読み替える。</p> <p>※1 上記の行為のうち新設行為については特定届出対象行為(法第 17 条第 1 項)とする。</p> <p>※2 工作物は、新座市屋外広告物条例(平成 22 年(2010)新座市条例第 17 号)第 6 条の規定による変更等の許可を受けた掲出物件の変更若しくは改造を除く。</p>

表 5-4-2 景観形成基準

区分	景観形成基準
建築物	<p>配置</p> <p>(1) 地域の周辺環境に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とし、植栽等による緑化を行う。</p> <p>(2) まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和する配置とする。</p>
	<p>屋根</p> <p>(1) まちなみに配慮し、周囲と調和する形態・素材・色彩を用いる。</p> <p>(2) 原色等の突出した色彩を用いない。</p>
	<p>外壁</p> <p>(1) まちなみの連続性に配慮し、周囲建築物等と調和するデザインとする。</p> <p>(2) 色彩は、特別の事情がない限り、原色を用いない。</p> <p>(3) 色数をできる限り少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限とする。</p>
	<p>その他</p> <p>(1) 付帯設備類</p> <p>ア 屋外階段は、建築物本体と一体化又は建築物本体と調和する色彩・デザインとする。</p> <p>イ 空調室外機、電源・水源用設備等の屋外施設は、建築物壁面との調和、建築物本体との統一感を創出させるため、配置や目隠しの工夫等を行う。</p> <p>ウ 広告、サイン等は、建築物本体の色彩・デザイン及びまちなみと調和する配置・形態・デザインを用いる。</p> <p>エ 自動販売機、ごみ置き場等は、まちなみと調和する色彩・配置とする。</p> <p>(2) 商業地空間</p> <p>ア シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等にぎわいを創出する工夫を行う。</p> <p>イ ライトアップ等の夜間景観を創出する工夫を行う。</p> <p>ウ 商店街等のまちなみの連続性や調和に配慮し、空間の演出、店先の緑化を行う。</p> <p>(3) 工業地空間</p> <p>ア 建築物外周部の植栽等、連続性のある緑を配置する。</p> <p>イ 周辺環境やまちなみと調和する建築物の色彩・デザインを用いる。</p>

区分		景観形成基準
工作物	外観	(1) 建築物と一体に建設する場合は、建築物本体とデザインを合わせる。 (2) 駐車場、貯蔵施設等は、外周部を緑化する等、修景を行う。 (3) 擁壁は、威圧感・恐怖感を排除するため、緑化や素材・形態の工夫を行う。
	色彩	けばけばしい色彩とせず、周辺の景観と調和した色彩とする。多色の使用、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。

その他の行為 (届出不要)	景観計画区域内において、農地の転用及び土地利用の転換により平面駐車場、資材置場並びに廃材置場等への造成行為を行う場合は、周辺の景観及びまちなみの美観に配慮するとともに、当該地に存する樹木の保存及び敷地周囲の緑化を図るものとする。
------------------	--

表 5-4-3 色彩基準

住宅市街地ゾーン、農地・緑地と住宅地ゾーン、河川沿いゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	—	4 以下
	その他	—	2 以下
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7 以下	4 以下
	その他		2 以下

駅前・商業地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	—	6 以下
	7.5RP~7.4R		4 以下
	7.6Y~7.5GY		2 以下
	7.6GY~7.4RP		2 以下
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7 以下	6 以下
	7.5RP~7.4R		4 以下
	7.6Y~7.5GY		4 以下
	7.6GY~7.4RP		2 以下

平林寺・野火止用水周辺ゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	8.5 以下	4 以下
	その他		2 以下
外壁色・外装色 (外壁・外装のアクセント(1/5 未満) は右の範囲からも選択可)	7.5R~7.5Y	—	6 以下
	7.5RP~7.4R		4 以下
	7.6Y~7.5GY		2 以下
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7 以下	4 以下
	その他		2 以下

表 5-4-4 勧告基準及び変更命令基準

区分	勧告基準及び変更命令基準
勧告基準	外壁及び屋根(工作物については外装)の色彩が、色彩基準に適合しない行為
変更命令基準	特定届出対象行為において、その外壁及び屋根(工作物においては外装)の色彩が色彩基準に適合しない行為

3 重要文化的景観の重要な構成要素と取扱基準

(1) 重要な構成要素の特定

重要文化的景観選定申出範囲における重要な構成要素について、大きく歴史、自然、生活の視点から分類し(図 5-6)、特定したものを表 5-6 において示します。重要な構成要素一覧の凡例は表 5-5 のとおりです。

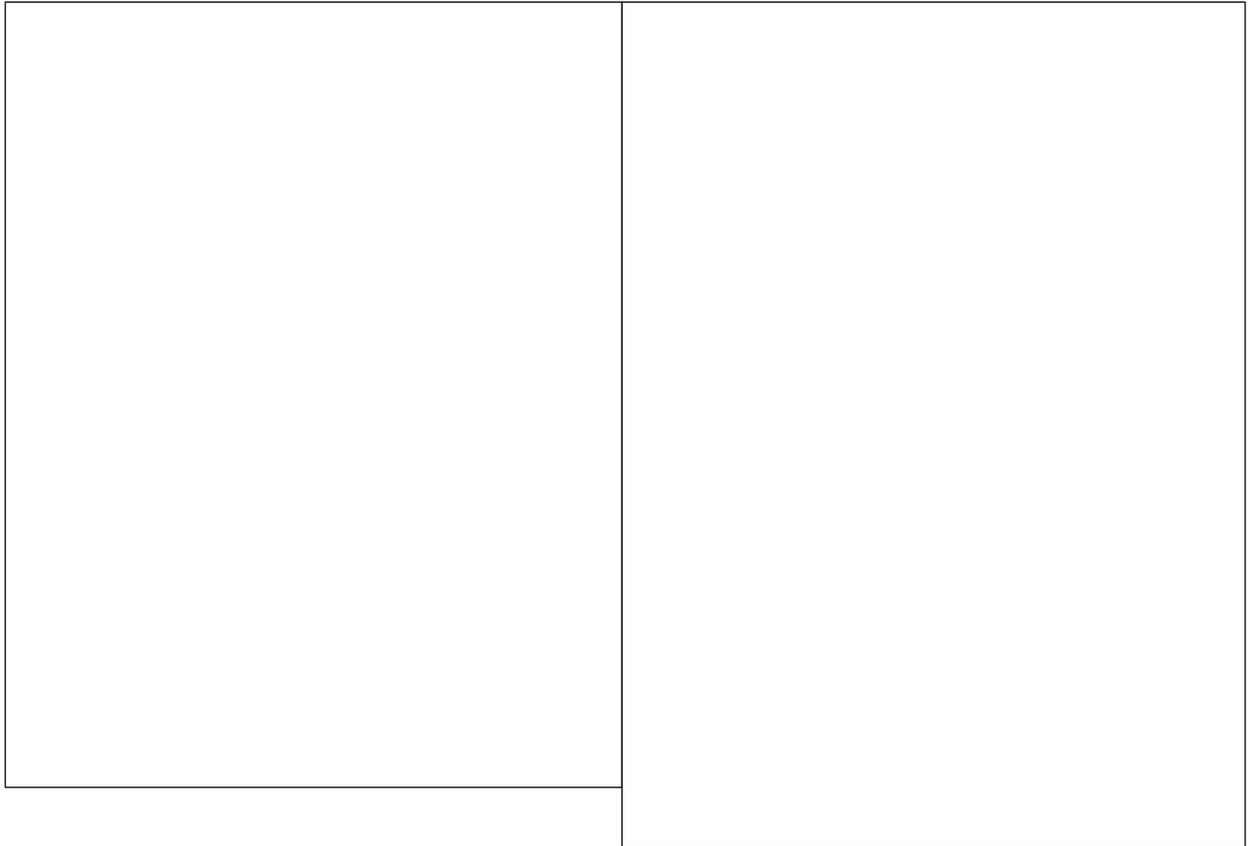


図 5-6 重要な構成要素の分類

表 5-5 重要な構成要素一覧の凡例

凡例 写真	No.	重要な構成要素名称 ゾーン	図 5-6 に掲 げる分類
	重要な構成要素解説		
	参考文献等		

表 5-6-1 重要な構成要素

	<p>No.1 野火止用水(本流) ゾーン</p>	<p>生活 水路 用水路</p>
<p>承応4年(1655)、松平伊豆守信綱によって、玉川上水から川越藩領に分水された最古最大の用水。野火止台地の新田開発を行った開拓民の飲料水として利用された。 全長約24km。昭和19年(1944)に埼玉県指定記念物の史跡に指定された。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		
	<p>No.2 史跡公園本多一帯 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>自然 その他 公園</p>
<p>野火止用水本流と平林寺堀の分岐点。現存する用水の分岐点としては唯一のものである。 昭和62年度(1987)に公園として整備され、雑木林に囲まれた平林寺堀沿いを歩くことができる。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		
	<p>No.3 野火止用水史跡碑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 石造物 石碑</p>
<p><正面>「野火止用水史跡 新座市長神谷東太郎筆」、<裏面>「寄贈 城島建設株式会社 昭和四十七年九月三十日完成」 本多緑道総合体育館側入口 昭和47年(1972)</p>		
<p>『新座の金石文』p164(No.41)</p>		
	<p>No.4 本多地区の屋敷林 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋 敷林 屋敷林</p>
<p>本流沿いの畑を前面に有する独立した屋敷林</p>		
<p>『屋敷林 武蔵野台地の四季』 宮入芳雄 平成16年(2004)</p>		
	<p>No.5 本多緑道 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>自然 その他 遊歩道</p>
<p>野火止用水清流対策事業(昭和59年(1984)から63年(1988)までの5か年事業)により整備され、用水散策コースになっている。 用水は一部護岸整備されているが、往時の姿をしのぶことができる。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		

表 5-6-2 重要な構成要素

	<p>No.6-1 本多緑道沿いの畑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 農地 畑</p>
<p>本流沿いに形成された畑と雑木林 信綱の家臣が住んだ西屋敷地区の新田開発の様子を伝える。</p>		
	<p>No.6-2 本多緑道沿いの雑木林 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>本流沿いに形成された畑と雑木林</p>		
	<p>No.7 総合運動公園緑地 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>自然 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>本流沿いの雑木林で武蔵野の雑木林を再現するため、市担当課とボランティアによって、萌芽更新が行われている。 川越藩が領内に下した「川越藩郡方条目」の中で、「クヌギ・コナラといった雑木林の中心をなす樹木は、材木になるべき木は枝下ろしをして育て、細木は薪にするように命じ、さらに切り口から出た若芽を発育の良い二本だけを残して刈り取る」ように指導している。</p>		
	<p>No.8 野火止用水水路橋(隅屋敷橋) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路橋</p>
<p>本流の関越自動車道横断水路橋で、水流が途切れることなく、反対側まで流れている。関越自動車道建設時にも、用水が分断されることはなかった。</p>		
	<p>No.9 伊豆殿橋標柱 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 石柱</p>
<p>当時の道の面影を伝える道標 <右側面>「天明三癸卯歳 願主 神田惣右衛門」 <正面>「右大山みち 左江戸みち」 <裏面>「石橋建立当村中」 伊豆殿橋たまり場 天明3年(1783) 『新座の金石文』p130(No.3)</p>		

表 5-6-3 重要な構成要素

	<p>No.10 伊豆殿橋石橋供養塔 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 石塔</p>
<p>事故等によって亡くなった方を供養するため、本流に架かる伊豆殿橋の横に建てられた石塔 <台座正面>「安永八己亥 石橋供養塔 二月吉日」 <台座左側面>「武州新座郡菅沢村 願主 金壹両 長谷川磯右衛門」 安永 8 年(1779)</p>		
<p>『新座の金石文』p130(No.2)</p>		
	<p>No.11 野火止緑道 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>自然 その他 遊歩道</p>
<p>野火止用水清流対策事業等により整備され、人々の通勤・通学、散策コースになっている。野火止用水と雑木林を眺めながら歩くことができる。</p>		
	<p>No.12 ホタルの里周辺の畑 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 農地 畑</p>
<p>平林寺境内林の西側、本流沿いに形成された畑農地と雑木林が一体となった景観になっている。</p>		
	<p>No.13 元小林工場の堰 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>用水を引き込み水車を稼働するための堰 山下の工場として、昭和前期に真鍮加工のため水車を稼働していた。 (仮称)ふるさと歴史館建設予定地横に所在する。</p>		
	<p>No.14 山下橋石橋供養塔 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 石塔</p>
<p>本流に架かる山下橋の横に立てられた石塔 <正面>「文化十二亥年 石橋供養塔 八月十八日」 <裏面>「金□□平林寺 金一両 宗右衛門 村々念仏中八人 願主 □」 山伏角柱 文化 12 年(1815)</p>		
<p>『新座の金石文』p131(No.6)</p>		

表 5-6-4 重要な構成要素

	<p>No.15 野火止緑道沿いの雑木林 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>本流の山下橋下流に形成された雑木林 市民や観光客のウォーキングコースになっている。</p>		
	<p>No.16 野火止用水(平林寺堀) ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 用水路</p>
<p>寛文3年(1663)、金重村から移転した臨済宗妙心寺派の寺院・平林寺や、平林寺領西屋敷、野火止中宿の生活水として、野火止用水を分水させた。</p>		
	<p>No.17 平林寺堀分水口水門 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>通称西堀分岐点と呼ばれる本流から平林寺方向への分水口の水門 野火止用水清流対策事業により昭和62年度(1987)に再現された。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		
	<p>No.18 史跡指定碑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 石造物 石碑</p>
<p>昭和19年(1944)に野火止用水・平林寺林泉境内が文化財指定された記念碑</p>		
<p>「平林寺林泉ニソグ野火止用水史跡名勝保存ニ依リ大切管理スベキ事 埼玉県 昭和十九年二月」</p>		
<p>史跡公園野火止用水平林寺堀分水口横 平林寺惣門横に指定時の状況を記した説明板有り 自然石</p>		
<p>『新座の金石文』p161(No.27)</p>		
	<p>No.19-1 平林寺堀築堤部 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 築堤</p>
<p>平林寺堀開削に当たり、低い土地に堤を築き水路を開削した。西屋敷通り沿いで、徐々に築堤が高くなっていく様子を見学できる。野火止用水復原対策事業により、西屋敷地区U字溝から丸太連続建て込みに替えたが、老朽化したため、史跡保護の観点から、平成17年度(2005)から平成23年度(2011)において、板柵丸太立て込みに変更した。</p>		

表 5-6-5 重要な構成要素

	<p>No.19-2 平林寺堀築堤部 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 水路 築堤</p>
<p>平林寺堀開削にあたり、低い土地に堤を築き水路を開削した。 平林寺境内を通過した野火止用水は、惣門脇から道路沿いを北流するが、その一部に築堤が残存している。</p>		
	<p>No.20-1 西屋敷地区の畑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 農地 畑</p>
<p>野火止用水平林寺堀(西屋敷通り)沿いに形成された畑</p>		
	<p>No.20-2 西屋敷地区の雑木林 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋 敷林 雑木林</p>
<p>野火止用水平林寺堀(西屋敷通り)沿いに形成された雑木林</p>		
	<p>No.21 西屋敷地区の檜垣(カシガキ) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋 敷林 生垣</p>
<p>防火・防風のために、主屋の周囲をカシで囲って保護した。 市内で2か所に残存する。 「檜垣」という名称は、地域によって呼び名が異なる。</p>		
	<p>No.22 高橋(平林寺堀伏せ越し) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>明治4年(1871)の古絵図に記載される唯一の伏せ越し 西屋敷通りをクランク型に横断している。 西屋敷通りの拡幅に際し改修され平坦になったが、昭和20年代までは小高くなっていたところから、「高橋(タカバシ)」の名が付いたという。</p>		

表 5-6-6 重要な構成要素

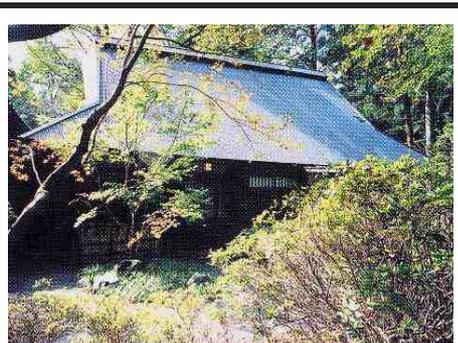
	<p>No.23</p>	<p>野火止用水水路橋(高橋) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>本流は隅屋敷橋近く、平林寺堀は高橋横の関越自動車道に架かる横断水路橋</p>			
	<p>No.24</p>	<p>平林寺堀洗い場 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>個人の生活遺構として残る唯一復原された洗い場</p>			
	<p>No.25</p>	<p>平林寺総門横洗い場 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>道路改修により改変されているが、地域の人々も使用していた。</p>			
	<p>No.26</p>	<p>睡足軒の森(睡足軒) ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 建造物 古民家</p>
<p>昭和13年(1938)に松永安左工門(耳庵)が平林寺惣門前に移築した飛騨地方の田舎家で、内部に茶室を備える。松永安左工門の死後、平林寺に所有権が移り、寮舎として利用されたこともあった。現在は、平林寺から新座市に無償貸与され、青少年の体験学習の場や日本の伝統文化の活動場所として有効活用されている。</p>			
	<p>No.27</p>	<p>陣屋堀築堤部 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 水路 築堤</p>
<p>西堀分岐点で分水された陣屋堀跡の築堤部 野火止の陣屋へ引水するために、流路を曲げて作られた。現在、水の流れはない。</p>			

表 5-6-7 重要な構成要素

	<p>No.28 平林寺境内林 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>自然 雑木林・屋 敷林 雑木林</p>
<p>新田開発に伴う堆肥と燃料等の確保の場として利用された。落ち葉等を集めることをクズハキと言い、堆肥の原料となった。現在も一部区域でクズハキが行われている。</p>		
	<p>No.29 平林寺建造物群 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 寺院建築</p>
<p>寛文3年(1663)、武蔵国騎西郡洪江郷金重村から移転した当時の建造物群(惣門・三門・仏殿・中門)</p>		
	<p>No.30 平林寺林泉境内(庭園) ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 その他 庭園</p>
<p>平林寺客殿奥に江戸時代中期頃に、野火止用水平林寺堀の流れを引き込み、築造された池泉廻遊式庭園 現在は野火止用水ではなく、地下水を引き込んでいる。</p>		
	<p>No.31 松平伊豆守信綱夫妻の墓 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 墓</p>
<p>野火止開発台地に尽力した江戸幕府の老中で、川越藩主を勤めた。平林寺を菩提寺とした。寛文2年(1662)寅年3月16日に没し、法名は「松林院殿乾徳全梁大居士」という。夫人は信綱に先立って寛永13年(1636)に没する。信綱の遺志により平林寺が移転され、それに伴い改葬された。</p>		
<p>『新座の金石文』pp.197(No.183-2)</p>		
	<p>No.32 松平右京大夫輝貞の墓 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 墓</p>
<p>高崎藩主。幕府に願い出て廟所のある野火止の地を所領し、幕末まで高崎藩の飛地となる。 「従四位下行侍従兼右京大夫松平源朝臣大河内輝貞之墓 延享四丁卯年 天休院殿翁道義大居士 九月十四日」 延享4年(1747)</p>		
<p>『新座の金石文』pp.221-223</p>		

表 5-6-8 重要な構成要素

	<p>No.33 安松金右衛門吉実の墓 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 墓</p>
<p>松平信綱の命を受け、野火止用水開削工事を担当した人物 川越藩の新田開発・検地実施の責任者や郡代を務めた。 新宿大宗寺から昭和10年(1935)に平林寺に移転され、大河内松 平家廟所の横に建つ。</p>		
	<p>No.34 惣門横通路の石橋 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 橋</p>
<p>惣門と三門との間にある通路の石橋で、石組の水路に架かる石 橋</p>		
	<p>No.35 野火止塚 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 塚</p>
<p>『廻国雑記』に記載された「のびとめ」初見の塚として知られる。 「野火止」の地名の由来とされる。 別名「九十九塚」。『伊勢物語』の主人公・在原業平にまつわる伝 説がある。 頂上部に石塔が建つ。</p>		
	<p>No.36 業平塚 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 塚</p>
<p>『伊勢物語』の主人公・在原業平伝説に由来する塚 頂上部に石塔が建つ。</p>		
	<p>No.37 平林寺庫裏 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 建造物 寺院建築</p>
<p>野火止用水を建物の下に引き込み、生活水として利用していた。 中庭筋・奥庭筋・外廻り筋の三筋が庫裏の手前で合流し、庫裏の 下を通り石組みの水路へ通じる。</p>		

表 5-6-9 重要な構成要素

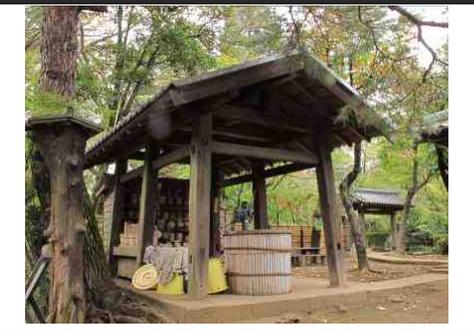
	<p>No.38 平林寺庫裏前洗い場 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>平林寺の生活遺構として残る洗い場で、典座出入口横に位置し、野菜の泥落とし等の洗い場として利用されていた。屋内にも洗い場があり、使い分けされていた。</p>		
	<p>No.39 平林寺の井戸 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>平林寺移転当時に掘削されたと伝えられる古井戸。覆い屋は旧鐘樓の建物を利用している。 江戸時代の記録では、宝永2年(1705)の野火止宿・菅沢村・北野村大和田町明細帳に、野火止北野地域に合計6か所の井戸の所在が記録されているが、平林寺の井戸については記述がない。</p>		
	<p>No.40 平林寺のケヤキ群 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>平林寺移転頃に植えられたと伝えられる推定樹齢340年のケヤキ群</p>		
	<p>No.41 平林寺境内の石組水路 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>大河内家廟所に使用されている石材と同様の石を用いて加工し、構築された。 松平信綱と安松金右衛門の逸話が残る。</p>		
	<p>No.42 野火止用水謝恩碑 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 石碑</p>
<p><正面>「野火止用水謝恩碑 大和田青年団野火止支部建立」 <裏面>「当野火止用水ハ松永信綱公安松金右衛門氏二命ジ凡ソ三〇〇年前コレヲ造ラシメル来野火止住民大イニ益ス依テココニ謝恩ノ為コレヲ建ツ 昭和七年四月」 昭和7年(1932)に大和田青年団により建立された用水謝恩碑で、川越街道と大門通りの交差点横(野火止七丁目)にある平林寺寺号石の脇に建立されたが、道路改修(歩道整備)に際して、平林寺惣門横に移転した。</p>		

表 5-6-10 重要な構成要素

	<p>No.43 野火止用水ふるさと小道 ゾーン1 川越街道沿い一帯</p>	<p>生活 水路 遊歩道</p>
<p>新座駅南口第1期区画整理事業により、新設した水路と遊歩道で、「平成の野火止用水」として、新座駅から本流までをつなぐ工事が行われている。</p>		
	<p>No.44 川越街道沿いの屋敷林 ゾーン1 川越街道沿い一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 屋敷林</p>
<p>野火止上交差点付近では住宅を囲むように、ケヤキ・カシ・スギ等が植林されている。</p>		
	<p>No.45 都県境から史跡公園までの遊歩道 ゾーン5 新堀一帯</p>	<p>生活 その他 遊歩道</p>
<p>野火止用水清流対策事業により整備され、人々の通勤・通学、散策等のコースになっている。 一部、暗渠化されている。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年5月</p>		
	<p>No.46 用水を流れる水 ゾーン</p>	<p>生活 水路 水</p>
<p>清流対策事業により、昭和59年(1984)から昭島多摩川上流水再生センターの高度処理水が通水されている。 野火止用水使用組合が水利権を保持している。</p>		
	<p>No.47 半僧坊大祭 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 その他 祭り</p>
<p>神通力を持つ半僧半俗の翁への信仰であり、平林寺の守護神として、明治27年(1894)以来、毎年4月17日に平林寺の伝統行事として行われている。大般若経600巻の転読や、稚児行列、雅楽隊、露店等で賑わう。</p>		

表 5-6-11 重要な構成要素

	<p>No.48</p>	<p>伊豆殿行列 ゾーン2 平林寺一带</p>	<p>生活 その他 祭り</p>
<p>今からおよそ350年前、新田開発をした人々の飲料水確保のため、野火止用水を開削した川越藩主松平伊豆守信綱が、家来、工事人達を従えて目的地に向かう場面を想定した行列で、半僧坊大祭の日(4月17日)に行われる。 野火止用水への感謝と松平信綱の偉業を讃える行事として開始された。</p>			
	<p>No.49</p>	<p>用水沿いの東屋 ゾーン5 新堀一带</p>	<p>生活 建造物 休憩所</p>
<p>用水沿いをウォーキングする人の憩いの場として、地元住民や観光客に利用されている。野火止用水に関する石碑や解説板もあり、情報発信の場所にもなっている。</p>			
	<p>No.50</p>	<p>西分集会所 ゾーン2 平林寺一带</p>	<p>生活 建造物 休憩所</p>
<p>平林寺境内林の西側、本流沿いに建設された集会所である。近隣住民の集会施設だけでなく、ホタルの飼育も行っており、毎年「ホタルの夕べ」という祭りが開催される。また、観光客の休憩所としても利用される。</p>			
	<p>No.51</p>	<p>野火止公園 ゾーン2 平林寺一带</p>	<p>生活 建造物 公園</p>
<p>本流沿いにある公園。市民や観光客の憩いの場として利用されている。</p>			

表 5-7 重要な構成要素の名称一覧

No,	名称	No,	名称
1	野火止用水(本流)	25	平林寺総門横洗い場
2	史跡公園本多一帯	26	睡足軒の森(睡足軒)
3	野火止用水史跡碑	27	陣屋堀築堤部
4	本多地区の屋敷林	28	平林寺境内林
5	本多緑道	29	平林寺建造物群
6-1	本多緑道沿いの畑	30	平林寺林泉境内(庭園)
6-2	本多緑道沿いの雑木林	31	松平伊豆守信綱夫妻の墓
7	総合運動公園緑地	32	松平右京大夫輝貞の墓
8	野火止用水水路橋(隅屋敷橋)	33	安松金右衛門吉実の墓
9	伊豆殿橋標柱	34	大河内家廟所参道の橋
10	伊豆殿橋石橋供養塔	35	野火止塚
11	野火止緑道	36	業平塚
12	ホテルの里周辺の畑	37	平林寺庫裏
13	元小林工場の堰	38	平林寺庫裏前洗い場
14	山下橋石橋供養塔	39	平林寺の井戸
15	野火止緑道沿いの雑木林	40	平林寺のケヤキ群
16	野火止用水(平林寺堀)	41	平林寺境内の石組水路
17	平林寺堀分水口水門	42	野火止用水謝恩碑
18	史跡指定碑	43	野火止用水ふるさと小道
19-1	平林寺堀築堤部	44	川越街道沿いの屋敷林
19-2	平林寺堀築堤部	45	都県境から史跡公園までの遊歩道
20-1	西屋敷地区の畑	46	用水を流れる水
20-2	西屋敷地区の雑木林	47	半僧坊大祭
21	西屋敷地区の檜垣(カシガキ)	48	伊豆殿行列
22	高橋(平林寺堀伏せ越し)	49	用水沿いの東屋
23	野火止用水水路橋(高橋)	50	西分集会所
24	平林寺堀洗い場	51	野火止公園

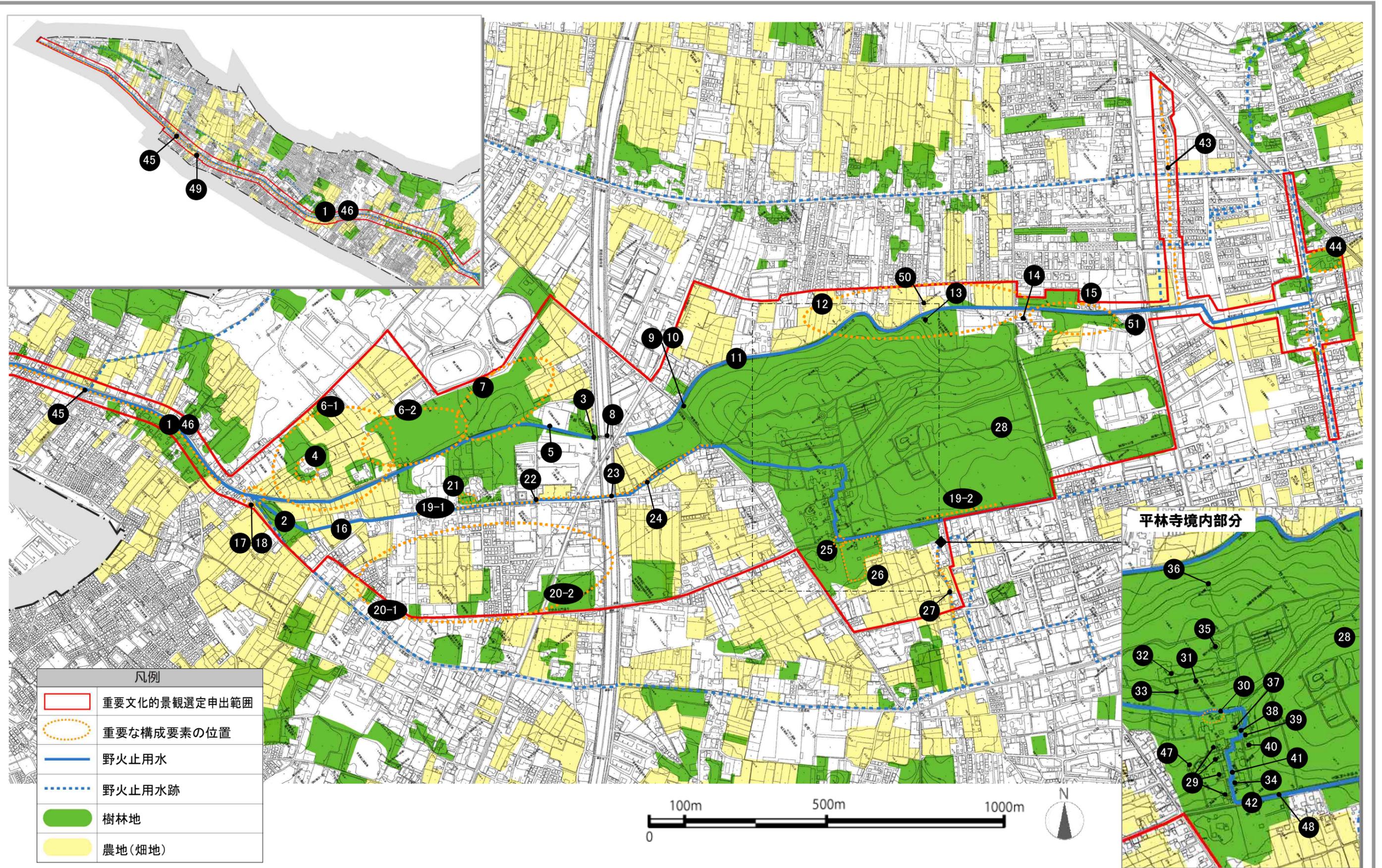


図5-7 重要な構成要素の位置

(2) 重要な構成要素の現状変更等の取扱基準

重要な構成要素として、文化庁長官に対して届出を行う必要がある行為は、以下のものとします。これらの行為に対して、重要文化的景観の保護のために必要があると認めるときは、文化庁長官は必要な指導、助言又は勧告をすることとなっています。

なお、建造物等はその構造上、使用上その維持管理に関してより留意が必要なものとし、家屋については文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定めるもの(総務省令で定めるものを除く。)及び当該家屋の敷地の用に供される土地に対する固定資産税について、課税標準となるべき価格の2分の1の額とする税制優遇措置があります。

表 5-8 文化庁への届出が必要な場合

届出が必要な行為	届出の種類	届出日	根拠法令
焼失、流出等により滅失した場合 災害等により大きく破損した場合 ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令に定める場合は、この限りでない。	滅失・き損	滅失・き損を知った日から 10 日以内に届出	文化財保護法 第 136 条関係
移転、除去等 重要文化的景観に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	現状変更	現状変更をしようとする日の 30 日前までに届出	文化財保護法 第 139 条関係

なお、重要な構成要素のうち、文化的景観の価値との関係が認められない建造物等については、現状変更等に関する届出の対象や修理修景補助の対象としませんが、文化財保護法第 140 条に基づく現状等の報告を求める案件として対処するものとされています。